

広島県特別支援学校教育研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、広島県特別支援学校教育研究会（以下「教育研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 教育研究会は、広島県立教育委員会の指導のもとに学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育研究活動を行い、本県特別支援学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 教育研究会は、前条の目的を達成するため次のような事業を行うものとする。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究結果についての刊行物出版
- (4) その他教育研究会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(構成)

第4条 教育研究会は、特別支援学校の教職員をもって構成する。

- 2 本会は、研究の趣旨に賛同する者で構成する。
- 3 本会に役員会を置く。

(役員)

第5条 教育研究会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1～2人
 - (3) 理事 1～2人
 - (4) 監事 1～2人
- 2 役員は、校長の職にあるものでなければならない。

(職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、教育研究会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 理事は、教育研究会の会務を分担処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員会)

第8条 役員会は、第5条に定める役員で構成する。

- 2 役員会は会長が招集し、次のことを審議決定する。
 - (1) 会長、副会長、監事の選出に関すること
 - (2) 事業計画及び予算の立案に関すること
 - (3) 会則等の改廃に関すること
 - (4) 事業報告及び決算の承認に関すること
 - (5) 事業計画及び予算の承認に関すること
 - (6) その他必要な事項に関すること

(事務局)

第9条 教育研究会にかかる庶務を処理するため、事務局を会長の所属する学校に置く。

(会則改正)

第10条 この会則の改正は、役員会の4分の3以上の賛成及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、教育研究会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

- 附則 この会則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この会則は、平成17年5月6日から施行する。
- 附則 この会則は、平成18年3月30日から施行する。
- 附則 この会則は、平成19年6月18日から施行する。
- 附則 この会則は、令和2年4月1日から施行する。